

5. 修景・植栽計画

本史跡は、農地としての開墾および住宅地開発に伴う地形造成により、往時の面的な広がりや往時の環境が想像しづらくなっており、史跡としての景観が阻害されている。また、商業施設の立地や宅地化が進み、緑が失われつつあることから、住民からは緑化に配慮した意見があがっている。これらを踏まえ、史跡の保存と景観の保全、来訪者の利便性等を考慮して修景・植栽を図る（図 5-5-2）。

（1）修景計画

1）隣地境界部の修景

住宅・墓地・共有地等と接している隣地境界部は、景観保全や防犯に配慮したフェンス等の設置を検討する。

2）基礎やブロック塀等の撤去および修景

Ⅱ期政庁〔歴史体感ゾーン〕、国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕は、宅地造成や粘土採掘のため地形が大きく改変されており、段差が至る所に存在する。加えて住宅の基礎やブロック塀・コンクリート擁壁、浄化槽なども残されており、史跡景観の保全のためにこれらを撤去する。撤去できないブロック塀・コンクリート擁壁については、色彩に配慮した塗装等により修景を図る。

3）道路の美装化の協議検討

Ⅱ期政庁〔歴史体感ゾーン〕、国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕は、史跡指定地内に市道が通っており、空間的、景観的に分断されている。交通安全面に配慮しつつ、今後、関係機関および庁内担当課と路面の美装化や舗装による遺構表示等について協議する。

4）電柱移設の協議検討

Ⅱ期政庁〔歴史体感ゾーン〕、国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕内の市道沿いに建てられた電柱は、今後、関係者と移設について協議する。

(2) 植栽計画

1) 平面緑化

総合案内ゾーン以外は、史跡らしい景観の形成と土壌の維持を目的として遺構表示や案内・解説施設の部分を除き、全面的に芝張りを基本とする。芝の種類は、良好な景観の形成と維持管理のしやすさに配慮して決定する。また、除草等を含む植栽の維持管理は、多様な主体との協働による仕組みづくりを検討する。

2) 樹木の植栽

来訪者の利便性に配慮して緑陰のための樹木を配置する(図5-5-1)。樹木の選定にあたっては、安全や防犯、管理方法等に配慮して選定し、四季の変化を感じる事のできる樹木を検討する。また、筑後国府が存在した奈良・平安時代に想定される優占種とし、遺構への樹根の影響や維持管理、隣接する民有地への影響等に配慮して決定する。



図 5-5-1 植栽のイメージ
(史跡亀塚古墳)



図 5-5-2 修景・植栽計画図

6. 動線整備計画

筑後国府は、律令国家の確立期から中世に至るまで長期に及び存続しており、移転する政庁や国司館など、社会情勢や政治情勢を反映した遺構が確認されている。

これらのうち、国府成立に先立つ前身官衙、国府成立期のⅠ期政庁、Ⅱ期政庁、9世紀代に営まれた国司館が史跡として指定を受けており、指定地は4地区5か所に分散している。

政庁の移転を示す史跡の本質的価値を理解するためには、各ゾーンを巡ることが有効なため、主な整備対象範囲をつなぐ回遊動線を設定する必要がある。また、各指定地の理解を深めるための見学動線を設定するとともに、本史跡の周辺に所在する歴史遺産等をつなぐ動線についても整備を検討する（図5-6-1）。

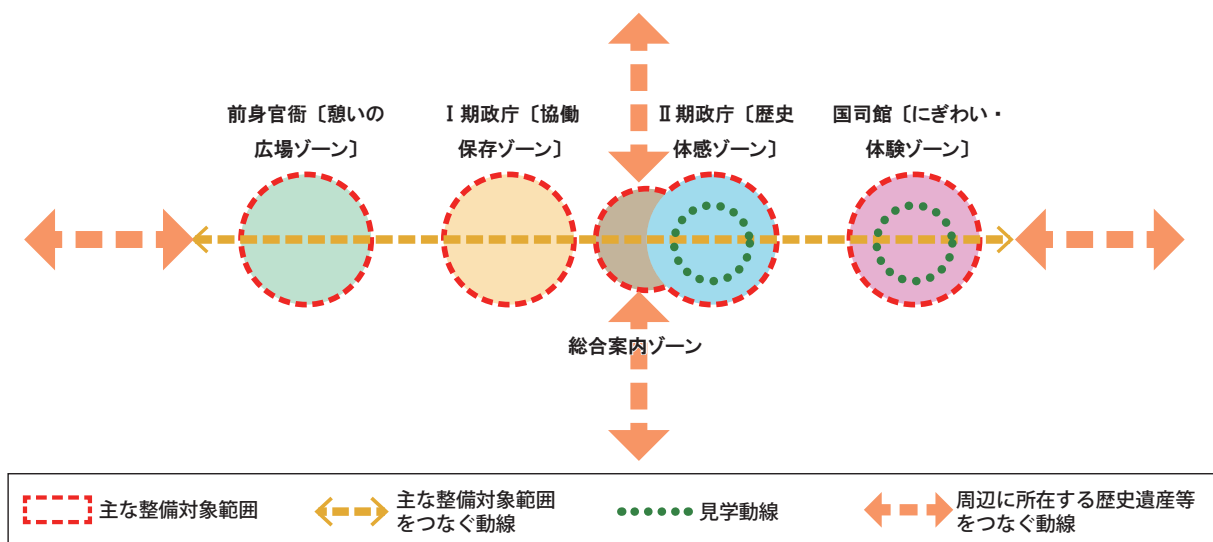


図 5-6-1 動線整備の概念図

(1) 主な整備対象範囲をつなぐ回遊動線

都市計画道路沿いにある総合案内ゾーンを、来訪者の起点となる広場として位置付け、各ゾーンを結ぶ回遊動線を設定する。総合案内ゾーンへは、国道3号・210号・322号からのアクセスが想定されるため、誘導サインの設置を検討する。

主な整備対象範囲内の回遊は徒歩を原則とし、自家用車で来訪者は総合案内ゾーンに駐車することを想定する（図5-6-2）。

主な整備対象範囲をつなぐ回遊動線の沿道には、誘導サイン等の案内施設の設置を検討する（7. 案内・解説施設整備計画）。

回遊動線沿道の蓋のない側溝は、排水や維持管理を考慮しつつ、グレーチング等の蓋を設置するなど、来訪者や地域住民が安全に歩行できるように配慮する。

また、動線は住宅地を通り、一般車の通行もあるため、見学マナーや安全に配慮するように注意喚起を図る。なお、来訪者の見学に資するため、周辺環境・景観との関連や歴史的連続性などに基づいた模範的な回遊ルートを作成し、解説板に掲載する二次元バーコード等により案内する。

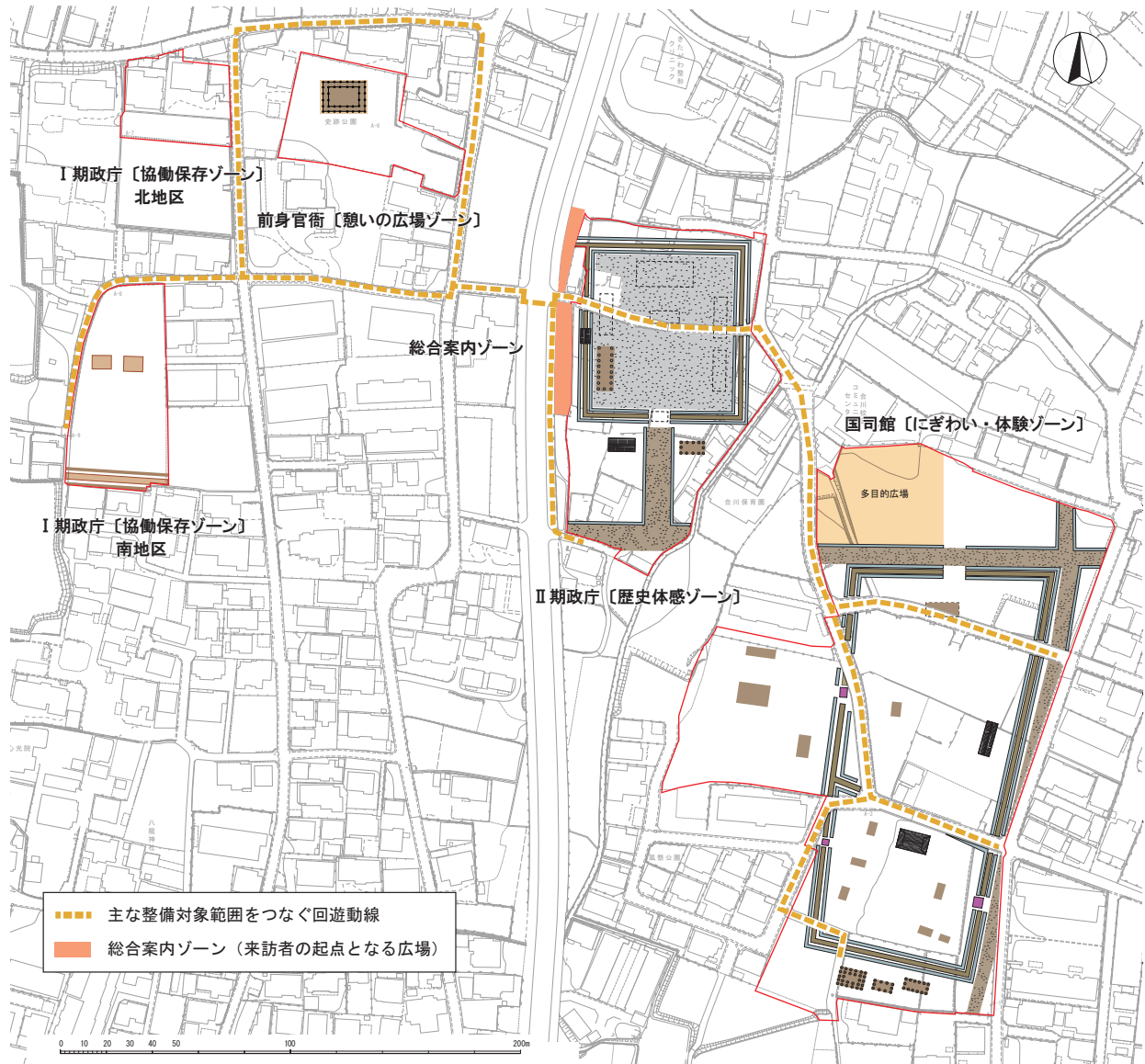


図 5-6-2 主な整備対象範囲をつなぐ回遊動線

(2) ゾーン内の見学動線

来訪者が各ゾーンを見学するための一助として、主な整備対象範囲をつなぐ回遊動線からのアクセスや既存の段差、表現した遺構の位置、周辺景観に配慮し、出入口と見学動線を設定する(図 5-6-3、図 5-6-4)。

一般車両が地区内に進入し、遺構がき損することを防止するために、出入口には車止め(取り外し可)を設置する。なお、車止めの間隔は車いす利用者や高齢者、障害者へ配慮したものとし、取り外すことで管理車両等が進入・移動できるようにする。

1) 前身官衙〔憩いの広場ゾーン〕

前身官衙〔憩いの広場ゾーン〕は、周囲を民地で囲まれている。出入口は、主な整備対象範囲をつなぐ回遊動線に接する東側に設ける。

ゾーン内は広場としての活用も想定されるため見学動線としての園路は設定しない(自由動線)。

2) I 期政庁〔協働保存ゾーン〕

I 期政庁〔協働保存ゾーン〕の北地区は、主な整備対象範囲をつなぐ回遊動線である市道より 1 m ほど高くなっているため、安全性や法面保護のために出入口及び見学動線も設定せず、市道からの見学を基本とする。

南地区は、主な整備対象範囲をつなぐ回遊動線に面した北側と西側に出入口を設ける。見学動線としての園路は設定しない(自由動線)。

3) II 期政庁〔歴史体感ゾーン〕

II 期政庁〔歴史体感ゾーン〕は、ゾーン内を東西に通過する市道と、官道の遺構が位置するゾーンの南側に出入口を設ける。

ゾーン内に表現した脇殿や築地塀などの遺構を効率的に見学して回ることができるように見学動線を設定する。遺構の表現に配慮し新規の園路は設けず、平面表示した官道・道路を園路として活用する。

また、AR などのデジタルコンテンツを視聴する視点場の確保も検討する。

4) 国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕

国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕は、市道や里道で分断されているものの、官道や門の遺構が位置する箇所を基本に、回遊動線から入りやすい箇所に出入口を設ける。

ゾーン内に表現した掘立柱建物や築地塀などの遺構を効率的に見学して回ることができるように見学動線を設定する。ゾーンが広大なため、見学動線に沿った園路を整備するとともに、平面表示した官道・道路も園路として活用する。

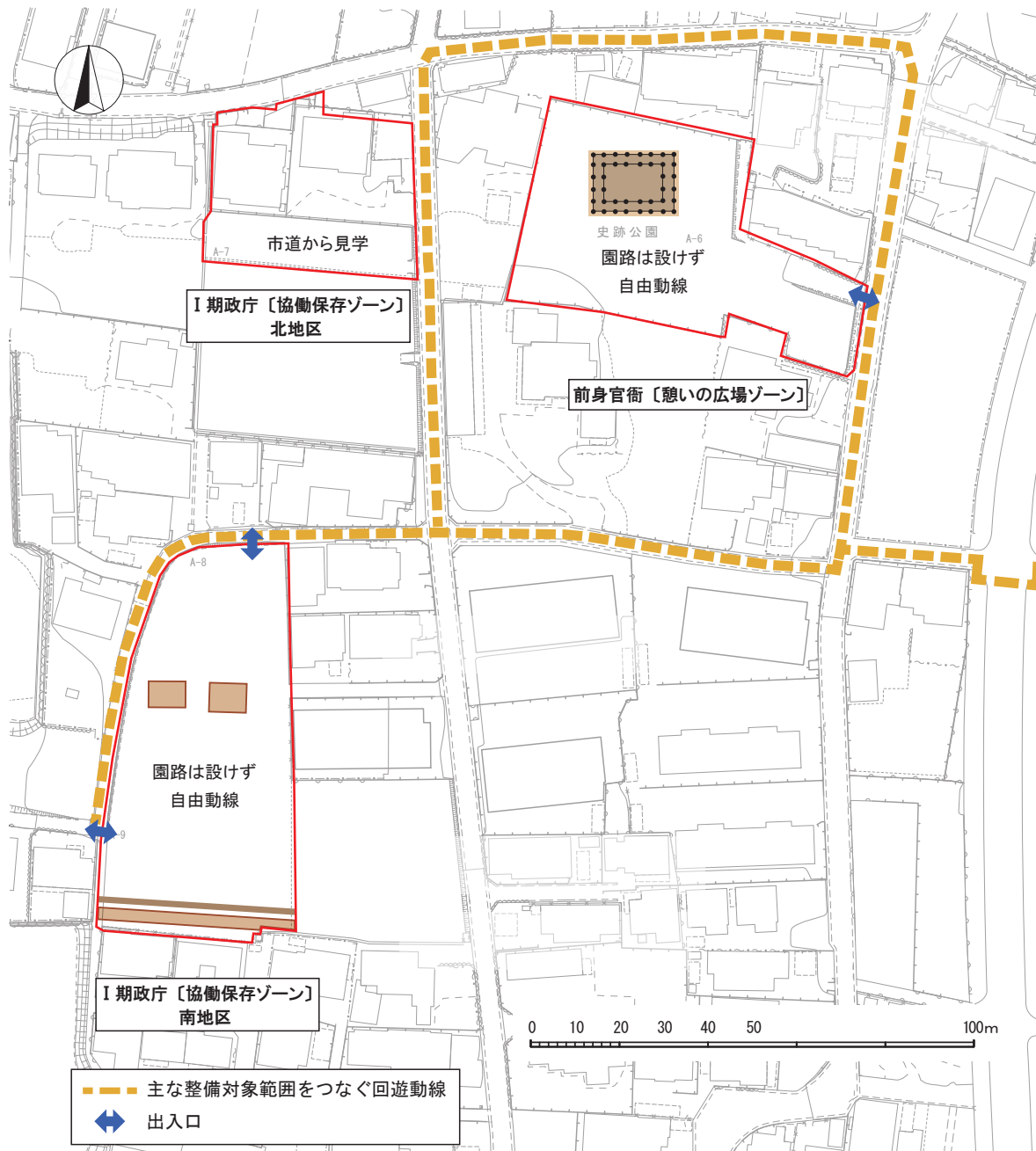


図 5-6-3 前身官衙【憩いの広場ゾーン】、I期政庁【協働保存ゾーン】における見学動線

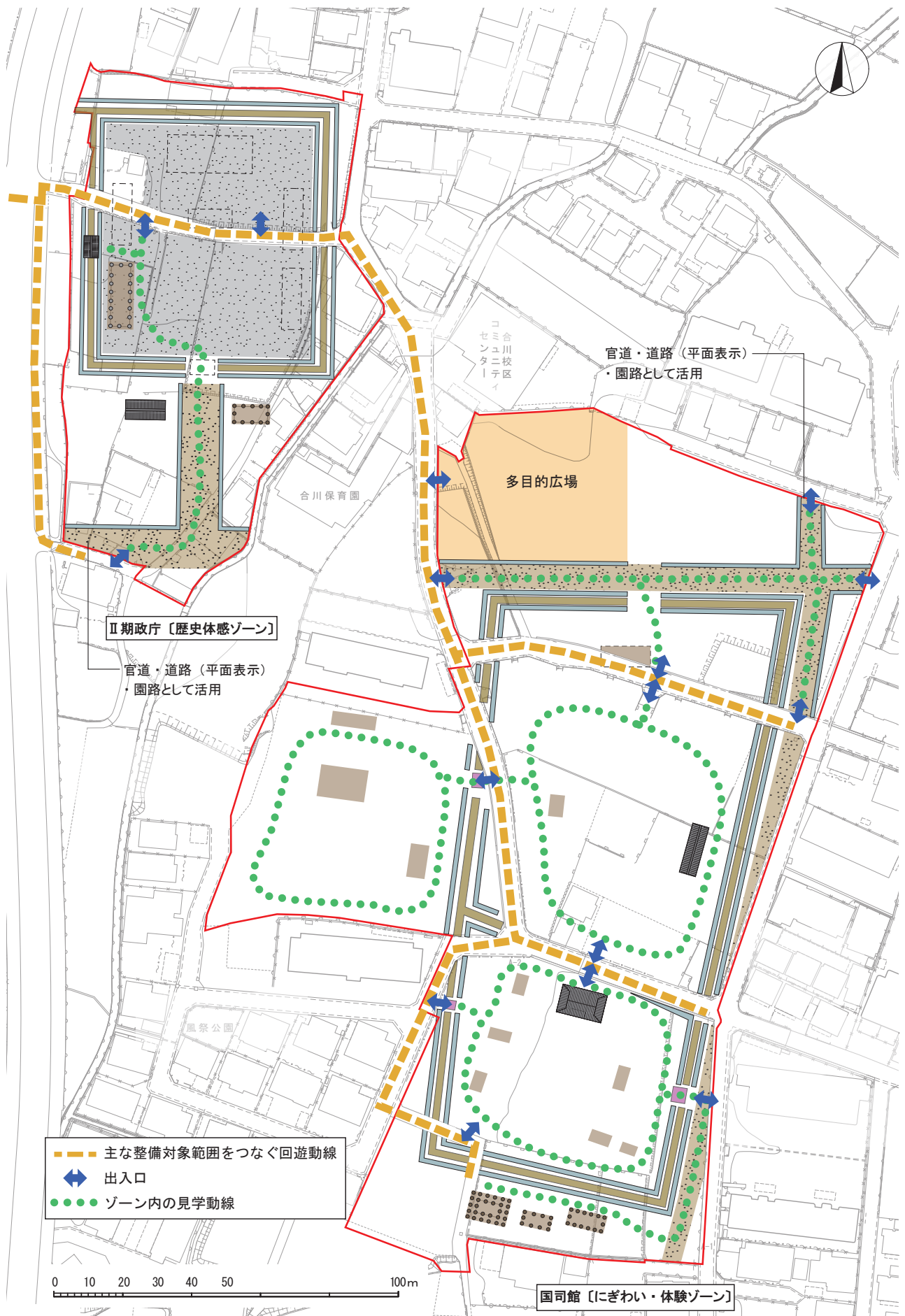


図 5-6-4 II期政庁〔歴史体感ゾーン〕、国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕における見学動線

(3) 周辺に所在する歴史遺産等をつなぐ動線

本史跡の周囲には、上津土塁跡、高良山神籠石、山川前田遺跡、へボノ木遺跡、筑後国分寺跡など、本史跡を理解するうえで不可欠な歴史遺産が数多く所在している。

これらと一体的に活用する整備を図るため、計画対象範囲外に所在する歴史遺産や文化施設等をつなぐ動線を設定する。動線の設定にあたっては、JR久大本線の駅や最寄りのバス停、コミュニティサイクルステーション等の利用も考慮し、効率的な動線を検討する。